委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

| 担当課 | 観光振興課 |
|-------------------|---|
| 委託業務名 | 琵琶湖疏水船市民乗船事業実施業務 |
| 委託業務場所 | 大津市 |
| 概 要 | 令和2年6月に琵琶湖疏水が日本遺産に認定されたことを受け、貴重な 近代産業遺産である琵琶湖疏水の意義を学び、その魅力を体感していた だくことを目的として、市民を対象に実施する市民乗船会に関する業務 |
| 契約期間 | 契約締結日から令和5年3月15日まで |
| 契約年月日 | 令和4年7月21日 |
| 契 約 金 額 | 1, 499, 610円 |
| 契約の相手方 | 〔所在地〕大津市御陵町2番3号 〔名 称〕公益社団法人びわ湖大津観光協会 |
| 契約相手方の 選 定 理 由 | 本業務では、新型コロナウイルスの影響により運航計画が不透明である中、着実な事業実施を行うこと、また、教育と観光の両面を活用して市民へ発信することが必要である。公益社団法人びわ湖大津観光協会においては、①琵琶湖疏水通船事業を主催している琵琶湖疏水魅力創造協議会の構成員であり琵琶湖疏水通船事業に精通していることから席の確保・キャンセル・緊急事態宣言発令などへ柔軟に対応可能である点、②大津市全域の観光情報を集約・発信してきた実績があり琵琶湖疏水と大津との関わりや周辺地域の観光情報に精通している点から本業務で必要となる大津の魅力の再発見に適切な情報提供が可能であることなど、本業務の遂行に不可欠な要素を備えている点において唯一の団体であるため、随意契約の相手方として指名する。 |
| 根拠規定 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 |

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 - 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策 随意契約については、別途公表をしています。